

報道関係者 各位

令和8年2月19日

令和8年度広島支部の健康保険料率は、**9.78%**に決定

～令和7年度より0.19pt引下げ～

- ◆ 今般、広島県民の約4割弱が加入する協会けんぽ広島支部の令和8年度の健康保険料率が、**9.78%**に決定いたしました(全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)。健康保険料率には、加入者の皆様の日ごろの健康増進や医療費の適正化にかかる取り組み等が反映される仕組みとなっていますが、令和7年度の9.97%から0.19ptの引下げとなりました。全国一律の介護保険料率(40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)が対象)は**1.62%**に決定し、令和7年度の1.59%から0.03ptの引上げとなります。また、令和8年4月分(5月納付分)から新たに「**子ども・子育て支援金制度**」が始まります。支援金率は**0.23%**になります。
- ◆ 広島支部においては、今回の健康保険料率を維持できるように、引き続き、加入者の皆様の健康度向上や医療費適正化に向けた取り組みを推進してまいります。

健康保険料率

令和8年2月分
(3月納付分)まで

9.97%

令和8年3月分(4月納付分)から

9.78%

- ◆ 都道府県支部ごとに健康保険料率が異なるのは、地域の医療水準に基づいて算出されるためです。
- ◆ 全国平均保険料率は令和7年度より0.1%引下げとなり、9.9%となっております。

介護保険料率

令和8年2月分
(3月納付分)まで

1.59%

令和8年3月分(4月納付分)から

1.62%

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

子ども・子育て支援金率

令和8年4月分(5月納付分)
より新たにスタート**0.23%**令和8年4月分(5月納付分)からの保険料納付額への影響
(例)標準報酬月が30万円の場合(一か月当たりの負担増減額)**40歳未満もしくは65歳以上の被保険者の場合**
300,000円×0.04%=120円(労使折半で60円)負担増**40歳以上65歳未満の被保険者の場合**
300,000円×0.07%=210円(労使折半で105円)負担増

※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
 ※費与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

協会けんぽの財政状況について

収入面では、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であるため、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くことは期待しづらい状況です。支出面では、加入者一人当たり医療給付費が大きく伸びていることや、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造であること、後期高齢者支援金の増加が今後も見込まれること等を踏まえると、楽観を許さない状況です。

【協会けんぽについて】

中小企業等(約279万社)で働く従業員やそのご家族様(約3,982万人)が加入している日本最大の医療保険を運営する公法人です。

・加入事業所数(広島支部) : 61,222事業所(令和7年9月時点)

・加入者数(広島支部) : 1,032,540人(令和7年9月時点)

(本件に関するお問い合わせ)
 全国健康保険協会広島支部
 企画総務グループ
 担当: 堤・芦生
 TEL 082-568-1011